

令和5年度（2023年度）北海道老人福祉施設等整備事業（非常用自家発電設備等）費  
補助金交付要綱

（目的）

- 1 平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」第3により、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するために、北海道が作成した防災・減災等事業整備計画（以下、「防災・減災等事業計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助をするものとし、交付に関しては、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業及び補助事業者）

- 2 補助事業は別表1の2に、補助事業者は同表の3にそれぞれ掲げるものとする。

（補助対象経費）

- 3 この補助金の補助対象経費は、別表1の4にそれぞれ掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

（補助金交付額の算定方法）

- 4 補助金の交付額は、防災・減災等北海道事業整備計画書（別記第1号様式）に記載された事業に基づき、別表1の1に定める補助事業ごとに、同表の4に定める対象経費の実支出額と別表2の2に定める基準単価とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表1の5に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

- 5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。））を作成し、告示に定める書類及び補助事業者が免税事業者及び簡易課税制度適用事業者である場合は免税事業者及び簡易課税制度適用事業者であることを明らかにする書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

なお、補助事業者は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（交付の決定の取消し）

- 6 総合振興局長又は振興局長は、規則に規定するもののほか、補助事業者が市町村以外の者の場合において、当該補助金の交付を決定する年度中に法人設立認可がなされなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助対象経費の配分を変更するときは、総合振興局長又は振興局等の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等の内容を変更するときは、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。
  - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (4) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長又は振興局長の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長又は振興局長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長又は振興局長に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (7) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (8) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (9) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (10) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。
- (11) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (12) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (13) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第2号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長又は振興局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長又は振興局長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長又は振興局長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づく報告を行うこととする。

- (14) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (15) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (16) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年9月26日政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、総合振興局長又は振興局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- (17) 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (18) 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (19) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理(補助事業者が市町村の場合にあつては、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第3号様式による調書を作成すること。)し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産があつて、処分を制限された取得財産があるものは、当該制限された期間が前記に定める帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるとときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (20) 補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (21) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があつた後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局長又は振興局長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- オ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長又は振興局長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (22) 補助金の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (23) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

- (24) 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (25) 補助事業者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (26) 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (27) 補助事業者が市町村以外の場合にあっては、事業を行うために締結する契約手続きについては、北海道が行う公共事業に準じた取り扱いとしなければならない。
- (28) この事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の実績報告)

- 8 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に告示に定める書類を添えて、総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。  
なお、事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月10日までに、告示に定める書類を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

- 9 規則及びこの要綱により総合振興局長又は振興局長へ提出する書類の提出部数は1部とする。